

主なお取扱いについて															
基本保険金額 (一時払保険料)	最低	100万円(1万円単位)													
	最高	18億円 *同一被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険および養老保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して18億円を超えることはできません。													
保険期間	終身														
積立利率保証期間	<ul style="list-style-type: none"> ・20年(契約年齢が0歳～75歳)または15年(契約年齢が76歳～87歳) ・満了日の翌日に更新します。ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が76歳以上(積立利率保証期間が20年の場合)または91歳以上(積立利率保証期間が15年の場合)となる場合は、その日を最終の更新日とし、以後更新しません。 														
更新の回数	更新回数の上限は、契約日の被保険者の年齢に応じて決まります。														
	<ul style="list-style-type: none"> ●積立利率保証期間20年 <table border="1"> <tr> <td>契約年齢</td> <td>0歳～15歳</td> <td>16歳～35歳</td> <td>36歳～55歳</td> <td>56歳～75歳</td> </tr> <tr> <td>更新回数の上限</td> <td>4回</td> <td>3回</td> <td>2回</td> <td>1回</td> </tr> </table> ●積立利率保証期間15年 <table border="1"> <tr> <td>契約年齢</td> <td>76歳～87歳</td> </tr> <tr> <td>更新回数の上限</td> <td>1回</td> </tr> </table> 		契約年齢	0歳～15歳	16歳～35歳	36歳～55歳	56歳～75歳	更新回数の上限	4回	3回	2回	1回	契約年齢	76歳～87歳	更新回数の上限
契約年齢	0歳～15歳	16歳～35歳	36歳～55歳	56歳～75歳											
更新回数の上限	4回	3回	2回	1回											
契約年齢	76歳～87歳														
更新回数の上限	1回														
契約年齢	0歳～87歳(契約日における被保険者の満年齢) *適用される積立利率により、ご契約いただけない年齢・性別があります。														
定期支払金受取人	ご契約者														
契約者	被保険者および被保険者の配偶者または3親等内の親族から指定														
死亡保険金受取人	被保険者の配偶者または3親等内の親族から指定(複数名の指定可能)														
保険料の払込方法	一時払のみ取り扱います。														
解約	解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。														
基本保険金額の変更	増額	取り扱いません。													
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。ただし、減額後の基本保険金額が100万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。													
契約者貸付	取り扱いません。														

税務のお取扱いについて

ここに記載の税務のお取扱いは2023年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

ご検討、お申込みの際は、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについて説明しています。あわせてお読みいただき、大切に保管してください。ご加入商品の「ご契約のしおり・約款」については、右記のコードからご確認いただけます。

<しおり・約款用>



公的保険制度についてくわしく知りたい方へ

公的保険制度を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。金融庁ホームページにて民間保険と関係のある公的保険制度について紹介されております。くわしくは、右記のコードからご確認ください。

<公的保険制度>



この保険商品のご検討に際しては、必ず販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。野村証券の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者(生命保険募集人)の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合は照会先[第一フロンティア生命 0120-876-126]までご連絡ください。

[引受保険会社]

第一フロンティア生命保険株式会社
〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1
日比谷フォートタワー
ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>
お客さまサービスセンター
フリーダイヤル **0120-876-126**
営業時間 9:00～17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

'23年4月版

[募集代理店]

野村証券株式会社
取扱者(生命保険募集人)



No.1597/23.04

第一フロンティア終身保険 (円建・定期受取型)

定期支払金付積立利率変動型終身保険



*この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

一生涯の保障と定期支払金で、「のこす」「うけとる」2つの目的がかないます。

のこす 万一の場合の死亡保険金額は、一時払保険料以上となります。

(お客さまが負うリスクについては、▶P2・3をご参照ください。)

■遺産分割の準備に

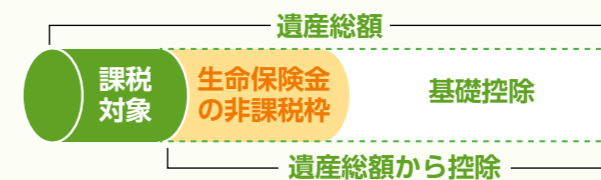
死亡保険金は**受取人固有の財産**となるので、**誰に、どれだけ**のこすか決められます。

■現金の準備に

死亡保険金を**現金**ですみやかに受け取れるので、
・当面の生活費を確保する
・相続税を納める
 準備ができます。

■相続財産の評価

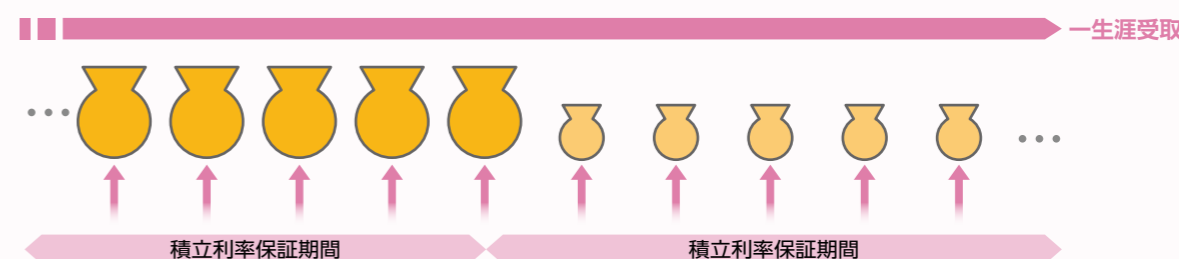
契約形態によっては、
 生命保険金の**非課税枠**が適用されます。



相続財産評価を引き下げる効果があります。

うけとる 毎年決まった時期に、一生涯、定期支払金が指定口座に振り込まれます。

[イメージ]



■悠々自適に旅行 ■ご自身の趣味に… ■子どもや孫への援助

などに充てることができます。

のこす 死亡保険金について

特徴1 死亡保険金額は、一時払保険料以上となります

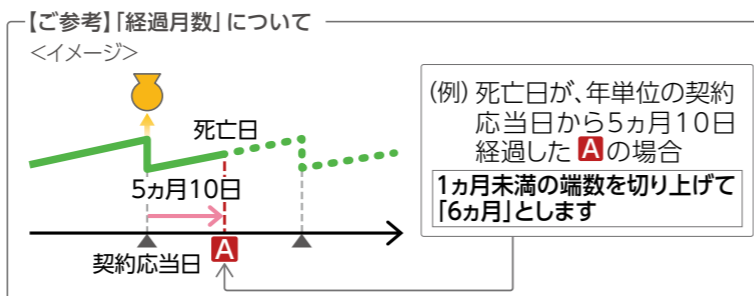
●死亡保険金額は、被保険者が死亡したときのつぎのいずれか大きい金額となります。

解約返還金額

または

「基本保険金額 + 定期支払金額 × 経過月数 ÷ 12」
によって計算される金額

●死亡保険金額の計算にあたって、それまでに定期支払金を何回受け取っていても、その分の金額が差し引かれるものではありません。



特徴2 一時金でも年金でもお受け取りいただけます

●「死亡給付金等の年金払特約」の付加により、死亡保険金を一時金にかえて年金でお受け取りいただけます。

⚠ 支払事由発生後にこの特約を付加することはできません。

参考

生命保険を
活用した
相続準備

遺産分割準備

死亡保険金受取人を指定することができます

- 死亡保険金を誰に、どれだけのこすか生前に決めておくことができます。
- 死亡保険金は受取人の固有の財産となり、原則遺産分割協議の対象外となります。

現金の準備 (納税資金準備)

死亡保険金受取人に現金をのこすことができます

あらかじめ指定された受取人が、死亡保険金を現金ですみやかに受け取ることができますので、万一の場合の支出や納税資金に備えることができます。

相続財産の評価

契約者＝被保険者で、受取人が相続人である場合の死亡保険金は、他の死亡保険金などと合算のうえ、一定額までが非課税となります。

生命保険金の非課税枠(相続税法第12条) **500万円×法定相続人の数**

うけとる 定期支払金について

特徴1 定期支払金額は、積立利率保証期間を通じ一定です

- 積立利率保証期間は20年(契約年齢が0歳～75歳)または15年(契約年齢が76歳～87歳)で、積立利率保証期間が更新された場合には、見直し後の定期支払金額がつぎの積立利率保証期間を通じ一定となります。
- 定期支払日が積立利率保証期間更新日となる場合は、更新前の積立利率保証期間の積立利率に応じた定期支払率を適用します。

⚠ 定期支払金額は積立利率保証期間を通じて一定ですが、積立利率および定期支払率は積立利率保証期間更新日に見直されるため、変動(増減)することがあります。

特徴2 終身にわたってお受け取りいただけます

●定期支払金は、契約日から起算して1年経過 以後、被保険者が生存している限り毎年、一生涯にわたってお受け取りいただけます。

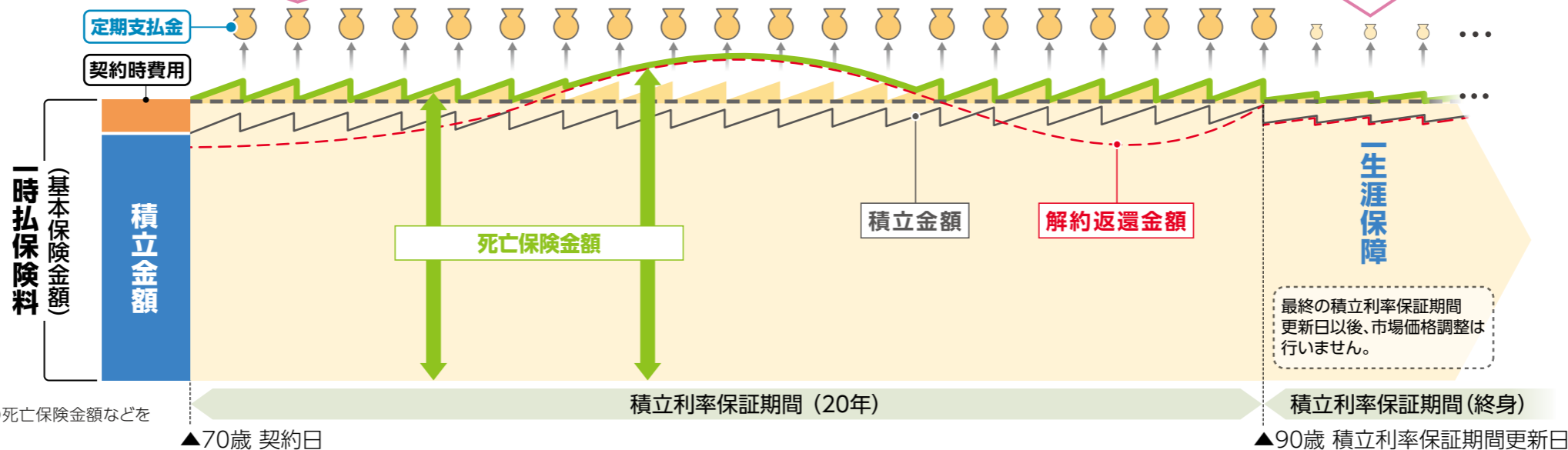
⚠ ●定期支払金は、毎年の年単位の契約当日にお支払いします。定期支払金を分割するお取扱いはありません。
●定期支払金は所得税(雑所得)+住民税の対象となります。

特徴3 定期支払率には最低保証があります

- 定期支払金額は、「基本保険金額×定期支払率」によって計算される金額となります。
- 定期支払率は、契約日または積立利率保証期間更新日の積立利率および性別・年齢別に応じて計算されます。将来、市場金利が上昇して積立利率が上昇すれば、定期支払金額も増加する期待があります。
- 更新時の積立利率は0.10%、定期支払率は0.01%が最低保証されます。

⚠ 市場金利の低下により将来的に積立利率保証期間更新日の積立利率が下がった場合、定期支払金額が減少することがあります。また、更新時における積立利率がご契約時と同じでも、定期支払金額が変わることがあります。

しくみ図[イメージ] (70歳加入の場合)



*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡保険金額などを保証するものではありません。

参考

性別・年齢別の定期支払率の例

●契約年齢:0歳～75歳 / 積立利率保証期間:20年

性別	男性		女性	
	ご契約時の積立利率	ご契約時の積立利率	ご契約時の積立利率	ご契約時の積立利率
契約年齢	0.60%	0.50%	0.60%	0.50%
60歳	0.52%	0.42%	0.54%	0.44%
65歳	0.50%	0.40%	0.52%	0.42%
70歳	0.48%	0.38%	0.50%	0.40%
75歳	0.44%	0.34%	0.48%	0.38%

●契約年齢:76歳～87歳 / 積立利率保証期間:15年

性別	男性		女性	
	ご契約時の積立利率	ご契約時の積立利率	ご契約時の積立利率	ご契約時の積立利率
契約年齢	0.50%	0.40%	0.50%	0.40%
80歳	0.32%	0.22%	0.36%	0.27%
85歳	0.31%	0.21%	0.36%	0.26%

*将来の積立利率および定期支払率を示唆あるいは保証するものではありません。

*個別の設計内容につきましては、「設計書」にてご確認ください。

負担していただく主な費用 (この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります)

- 契約時費用として、一時払保険料から、基本保険金額に被保険者の年齢ごとに定めるつぎの率を乗じた金額を控除します。
【積立利率保証期間】<20年>1.80%、<15年>1.01%～1.50%(被保険者の年齢ごとに定める率)
- 積立利率保証期間中、積立金から死亡保険金・定期支払金を支払うための費用を控除します。
*上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示していません。
また、積立利率の計算にあたって、保険契約の維持などに必要な費用および死亡保険金などを支払うための費用(積立利率を最低保証するための費用を含みます)の率(=保険契約関係費率)をあらかじめ差し引いております。
- 特約を付加して特約年金をお受け取りになる場合、特約年金受取期間中の毎年の特約年金支払日に、受取特約年金額に対して最大0.35%を負担していただきます(2023年4月現在の数値であり、将来変更されることがあります)。

お客さまが負う投資リスクについて

この保険は、市場金利の変動に応じて運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整を行うこと、ご契約の締結に必要な費用を一時払保険料から控除することなどにより、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

積立利率および定期支払率について

- 積立利率とは、積立金(一時払保険料から契約時費用を控除したうえで積み立てるお金)に適用される利率のことで、毎月2回(1日と16日)設定されます。積立利率の算出にあたっては、指標金利を参考に当社が定めた率から、保険契約関係費率を差し引きます。なお、積立利率は一時払保険料全体に対する実質的な利回りとは異なります。
- お申込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、契約日における積立利率が適用されますので、ご注意ください。
- 定期支払率は、ご契約時に契約時費用、ご契約後に積立金から死亡保険金・定期支払金を支払うための費用を控除することから、積立利率よりも低くなります。